

農地法第4条の規定による許可申請に必要な書類

申請書	提出部数	説 明
第4条申請書	甲号2部 乙号1部	甲号は、正本1部のほか指令書用を申請人の数にあわせて提出 申請人を別紙に記載する場合は、甲号にその旨を記入
添付書類	提出部数	説 明
土地の登記事項証明書	1部	全部事項証明書(法務局)もしくは、登記情報提供サービスによる照会番号(有効期間内であって、他の申請等に使用されていないものに限る。)の記載がある登記情報を印刷した書面 ※申請土地に係るもの
位置図	1部	申請地の位置及び付近の状況を示す図面(住宅地図等)
現況地番図	1部	法務局備え付けの公図の写しなどに、申請地の周囲の地番、現況地目、道水路を明示したもの
配置図	1部	申請地に設置しようとする建築物、工作物その他の配置及び面積、土砂の流出・崩壊等に対する防除措置(擁壁など)を行う場所並びに用水・排水の経路を表示したもの 資材置場などの(工作物等がない)場合は、その配置を表示したもの
資金証明書	1部	自己資金の場合は、金融機関の預金残高証明書など 借入資金の場合は、融資証明書など。個人からの借入れの場合は、貸付者の融資証明書及び預金残高証明書など ※転用面積・事業費に関係なく(1円～)すべて資金証明が必要
被害防除措置計画書	1部	別紙様式による。
定款もしくは寄付行為の写 または法人の登記事項証明書 のいずれか	1部	申請人が法人の場合
関連法令の手続きを 証する書面	1部	当該事業に関連して許可、認可を必要とする場合は、許可書等の写し又は申請書の写し(都市計画課事前相談書等) 都市計画課 928-1163
土地改良区意見書	1部	申請地が土地改良区の地区内にある場合(福山市土地改良区923-9450) ※高西町藤井川右岸については、藤井川沿岸土地改良区 (0848)48-1158 ※神辺町については、神辺町土地改良区(084-963-8288)
取水・排水同意書	1部	当該事業に関連する取水又は排水について、水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合
真正な権利者であることを 証する書面	1部	(1)申請者(譲渡人)が土地登記簿の名義人と異なる場合 …戸籍謄本、除籍の謄本、遺産分割協議書、相続放棄書など (2)申請者(譲渡人)の住所等が土地登記簿の記載と異なる場合 …戸籍の附票の写し、住民票の写し(変遷のわかるもの)など ※申請者は、農地法第5条の申請等にあつては譲渡人
単独申請できる場合に該 当することを証する書面	1部	(1)競売・公売…期間入札調書又は特別売却調書 (2)遺贈…公正証書 (3)確定判決…判決書及び判決確定証明書 (4)裁判上の和解又は請求の認諾…和解調書 (5)民事調停法による調停が成立…調停調書 (6)家事審判の確定又は家事調停の成立…家事審判書又は調停調書
親権者等であることを 証する書面	1部	申請人の親権者又は成年後見人等であることが確認できる書類 甲号へ親権者等の署名等が必要
委任状	1部	申請・指令書の受取などを申請者以外の代理人が行う場合
実測図	1部	一筆の土地のうち一部を転用する場合 申請区域を表示し、地積計算をしたもの ※ただし、権利移転を伴う一部転用はできません。
住民基本台帳事務における支援 措置を受けている場合に支援を 受けていることを証する書面	1部	住民基本台帳事務における支援措置申出に係る「支援措置決定(変更)通知書等」の写し及び住民票
その他参考となる書類	必要部数	農業委員会が認める場合

※ 太陽光発電パネル設置の場合・・・別途資料が必要です。